令和7年第4回農業委員会議事録

令 和 7 年 4 月 2 5 日

下 妻 市 農 業 委 員 会

令和7年第4回下妻市農業委員会会議録

1. 日　時　　令和7年4月25日（金）　午後1時30分
2. 場　所　　下妻市役所3階　会議室3－1
3. 報　告
　第1号　事務局職員の人事異動について
4. 議　案
　第1号　農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
　第2号　農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について
　第3号　農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
　第4号　農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について
　第5号　現況証明書の交付決定について
5. 報　告
　第2号　農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のとおり

1番　髙橋　克己	2番　鶴見　清忠	3番　結束　乾一
4番　野村　　操	5番　栗原　三郎	6番　鈴木　政良
7番　中山　　悟	8番　吉川　利幸	9番　飯島　晴彦
10番　草間　　進	11番　白井　安男	12番　笠島　　修
14番　齊藤　森一	15番　稲川　広美	16 番　飯村　春夫
17 番　程塚　裕行	18番　塚田　好克	19 番　齋藤　孝夫

欠席委員次のとおり
　13番　羽賀　　茂

出席職員次のとおり
　局長　広瀬 和男　　局長補佐　杉田 由里子　　局長補佐　磯 和洋　　係長　富張 陽子

（午後1時30分　開会）

議長（会長　齋藤孝夫君）

ただいまから、令和７年第４回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、18 名であります。

欠席の届け出は、13 番　羽賀　茂　君　であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は７番　中山　悟　君、8 番　吉川　利幸　君　の両名を指名いたします。

議事に入る前に議案書の訂正がありますので説明願います。局長。

事務局長（広瀬和男君）

議案書の訂正について、ご説明申し上げます。

3 ページをお開き願います。

議案第１号処理番号５号につきましては、申請人の都合により取下げとなっております。

以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）

以上で、議案書訂正の説明を終わります。

それでは、議事に入ります。

はじめに、報告第1号、事務局職員の人事異動について、報告願います。局長。

事務局長（広瀬和男君）

1 ページをお開き願います。

報告第１号、事務局職員の人事異動について、ご報告申し上げます。

令和７年４月１日付で下妻市の人事異動が発令されました。

事務局職員の人事異動につきましては、農業委員会等に関する法律第 26 条第３項において農業委員会が任免することになっておりますが、初総会でのご説明のとおり、職員の人事については、会長並びに会長職務代理者に委ねていただき、その結果をご報告するものであります。

今回の人事異動では、事務局長の塚越　剛が、市民部に出向し、その後任として、建設課長でありました私、広瀬　和男が、事務局長として赴任しております。また、農地係の堤大輔が、議会事務局議事係に出向し、その後任として、都市整備課より山中　宏が赴任し、庶務係の綿貫　千秋が、DX推進課情報管理係に出向し、その後任として、農業政策課より杉山　右樹が赴任しております。

これにより、令和７年度の農業委員会事務局の体制は、事務局長の私をはじめ、記載のとおりの７名となりますので、引き続きご指導くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、山中主査、杉山主幹を紹介いたします。

（山中主査：自己紹介）（杉山主幹：自己紹介）

議長（会長　齋藤孝夫君）

報告第1号につきましては、以上といたします。

（山中主査・杉山主幹：退室）

議長（会長　齋藤孝夫君）

続いて、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

2 ページをお開き願います。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、7 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、堀篭地内、畑、358 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 2 号、申請地、堀篭地内、畑、1,580 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 3 号、申請地、堀篭地内、2 筆、田、合計 2,205 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3 ページをご覧願います。

処理番号 4 号、申請地、加養地内、畑、543 ㎡、申請理由は、所有地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 5 号、申請地、江地内、田、2,642 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

4 ページをお開き願います。

処理番号 6 号、申請地、鎌庭地内ほか、9 筆、田及び畑、合計 11,930 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

5 ページをご覧願います。

処理番号 7 号、申請地、二本紀地内、畑、139 ㎡、申請理由は、自宅に近い農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第 1 号）

処理番号 1 号：栗原委員

議案第 1 号　処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、小貝川ふれあい公園ネイチャーセンターから北西へ約 400m にあり、草木を開墾したままとなっていました。。4 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 2 号：栗原委員

議案第 1 号　処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、小貝川ふれあい公園ネイチャーセンターから北西へ約 300m にあり、草木を開墾したままとなっていました。4 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 3 号：栗原委員

議案第 1 号　処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、小貝川ふれあい公園ネイチャーセンターから南西へ約 1,400m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。4 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には現地にて会って行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 4 号：草間委員

議案第 1 号　処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、県立下妻第二高等学校第二運動場から南へ約 250m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。4 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 6 号：飯島委員

議案第 1 号　処理番号 6 号について報告いたします。申請地は、大形郵便局から南東へ約 200m から

500m 圏内などにあり、9 筆のうち 8 筆は休耕でしたがきれいに管理されていました。1 筆は 10 ㎝から 15 ㎝くらいの雑草が繁茂していました。4 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 7 号:野村委員

議案第 1 号　処理番号 7 号について報告いたします。申請地は、ヘキサホール・きぬから北西へ約 750m に位置し、休耕で、雑草が繁茂していました。4 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には会社訪問にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長　齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

処理番号 1 号、2 号について、譲渡人の通作距離の欄に、市内の拠点から 8.5 ㎞と書いてありますが、これは市内に、出張所ないし事務所というようなものがあるのでしょうか。

議長(会長　齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(磯和洋君)

お答えします。市内に、作業場がございまして、そこからの距離となっております。

議長(会長　齋藤孝夫君)

齊藤(森)委員、いかがですか。

齊藤(森)委員

議案書に農機具の所有状況が書いてありますが、作業場に置いてあるのでしょうか。

議長(会長　齋藤孝夫君)

事務局お願いします。

事務局(磯和洋君)

お答えします。こちらに記載されているすべてではありませんが、市内拠点にも農機具は置かれており

ます。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　齊藤(森)委員、よろしいですか。

齊藤（森）委員
　続いて、処理番号 6 号について伺います。取得後、具体的に何を耕作するのでしょうか。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　事務局、お願いします。

事務局（磯和洋君）
　お答えします。すべて野菜を耕作するということで伺っております。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　よろしいでしょうか。

齊藤（森）委員
　はい。加えてお聞きします。譲受人は通作距離が、10 ㎞ということですが、直接居住地からこちらに出向いて、耕作をするのでしょうか。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　事務局、お願いします。

事務局（磯和洋君）
　お答えします。齊藤(森）委員がおっしゃるとおり、議案書にある譲受人の住所から通作するということです。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　他に発言はありませんか。飯島委員。

飯島委員
　処理番号 6 号について、私が確認の際に聞いたことによると、いずれは、近くに、農機具置場、農作業場を建設する予定と伺いました。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　はい。ありがとうございます。齊藤（森）委員、よろしいですか。

齊藤（森）委員

はい。

議長（会長　齋藤孝夫君）
他に発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
異議なしと認め、左様決しました。
続いて、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）
6 ページ並びに、参考資料の 1 ページをお開き願います。
議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請につきましては、今回 1 件の申請であります。ご説明申し上げます。
処理番号 1 号、申請地、柳原地内、2 筆、畑、合計 697 ㎡、申請理由は、集合住宅の建築でございます。
農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局（磯和洋君）
農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。
議案書は 6 ページ、参考資料は、1 ページ・2 ページをご覧願います。
処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が許可済みとなっております。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長　齋藤孝夫君）
説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第 2 号）
処理番号 1 号：髙橋委員
　議案第 2 号　処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、柳原球場から北西へ約 500m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。4 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、集合住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。
　ご審議よろしくお願いします。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
　なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
　異議なしと認め、左様決しました。
　続いて、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）
　7 ページ並びに、参考資料の 3 ページをお開き願います。
　議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回 2 件の申請であります。ご説明申し上げます。
　処理番号1号、申請地、長塚地内、畑、246 ㎡、申請理由は、住環境が良好な申請地に建売住宅を建築するものでございます。
　参考資料の 5 ページをお開き願います。
　処理番号 2 号、申請地、尻手地内、畑、476 ㎡、申請理由は、墓地訪問者のための専用駐車場がないため、境内墓地に隣接し利便性の良好な申請地に駐車場を設けるものでございます。
　農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局（磯和洋君）
　農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。
　議案書は 7 ページ、参考資料は、3 ページ・4 ページをお開き願います。
　処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第 3 種農地

と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、5 ページ・6 ページをご覧願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第 3 号）

処理番号 1 号：吉川委員

議案第 3 号　処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、下妻市立図書館から北西へ約 200m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。4 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には会社訪問にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、建売住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 2 号：鶴見委員（代理報告）

議案第 3 号　処理番号 2 号について代理報告いたします。申請地は、上妻小学校から西へ約 1.5km にあり、耕作されておらず、雑草が少し繁茂していました。4 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長（会長　齋藤孝夫君）

調査結果について発言はありませんか。齊藤(森)委員

齊藤(森)委員

処理番号 2 号について、境内墓地に隣接し駐車場を設置するということですが、墓地の拡張となる関係で、墓地埋葬法に関連する場合、確認はとれているのでしょうか。

事務局（磯和洋君）

お答えします。今回の計画は墓地ではございませんので、墓地埋葬法には関連しません。墓地とは、全く別の農地について、今回この申請がなされたものでございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　齊藤(森)委員、よろしいですか。

齊藤(森)委員
　はい。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　他に発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
　なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
　異議なしと認め、左様決しました。
　続いて、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）
　8 ページ並びに、参考資料の 7 ページをお開き願います。
　議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1 件の申請であります。ご説明申し上げます。
　処理番号1号、申請地、大園木地内、登記：畑、現況：雑種地、412 ㎡、申請理由は、自宅に近い申請地を農機具置場兼資材置場として、令和 5 年 7 月より使用していたことから、始末書添付の上、賃借するものでございます。
　農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局（磯和洋君）
　農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。
　議案書は 8 ページ、参考資料は、7 ページ･8 ページをお開き願います。
　処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、農業用施設用地であることから不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。
　よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第 4 号）
処理番号 1 号：結束委員
　議案第 4 号　処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、ふるさと交流館リフレこかいから北東へ約 350mにあり、すでに農機具置場及び資材置場として利用されていました。4 月 22 日、地区委員 3 名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農業用資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。
　ご審議よろしくお願いします。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
　なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
　異議なしと認め、左様決しました。
　続いて、議案第 5 号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）
　9 ページをご覧願います。
　議案第 5 号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、1 件の願出であります。
　非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明を申し上げます。
　処理番号 1 号、願出地、小野子地内、畑、15 ㎡、住宅敷地となった土地が 25 年経過するも、地目変更が未済のため願出されたものであります。
　以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第 5 号）
処理番号 1 号：稲川委員
議案第 5 号　処理番号 1 号について報告いたします。願出地は、下妻郵便局から南へ約 200m にあり、宅地化していました。4 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。願出人への確認は、本人が施設入所のため妹に電話をして行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、宅地化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。
ご審議よろしくお願いします。

議長（会長　齋藤孝夫君）
調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
異議なしと認め、左様決しました。
続いて、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長（広瀬和男君）
10 ページをご覧願います。
報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。
農地法第 18 条第 6 項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、10 ページから 17 ページまで、31 件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。
以上でございます。

議長(会長　齋藤孝夫君)
これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。
以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。
慎重なるご審議ありがとうございました。
以上を持ちまして、令和 7 年第 4 回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了（午後 2 時 10 分）

議　　長　　齋 藤 孝 夫

署名委員　　中 山　　悟

署名委員　　吉 川 利 幸